

## 裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○  
処 分 庁 伊丹市議会議長 北原速男

審査請求人が平成30年5月17日に提起した、処分庁が議会図書室を利用させなかったことに対する審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 1 平成30年5月15日の審査請求人の処分庁に対する議会図書室の利用申し込みに対して、処分庁は、審査請求人に対して、議会図書室の利用をさせなかった。
- 2 審査請求人は、平成30年5月17日、本件処分を不服として、処分庁に対して審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 審査請求人の主張

市民は伊丹市議会図書室を利用する権利を有するが、審査請求人の利用申請に対して、処分庁たる伊丹市議会議長は正当な理由なくこれを許可しなかったものであり、当該不許

可処分は、法的根拠を欠き違法である。

よって、この処分を取り消すことを求める。

## 裁決の理由

### 1 議会図書室の利用をさせなかった行為について

(1) 審査請求の対象となる「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為（行政不服審査法第1条第1項）」は、行政事件訴訟法上の「処分」（行政事件訴訟法第3条第2項）と同義であると解釈されているところ、「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される。

(2) 地方自治法第100条第19項は、「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公法及び刊行物を保管しておかなければならない。」と規定し、また、同条第20項は、「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。」と規定していることから、議会は、議員の調査研究を妨げない範囲において、議会図書室を、一般に利用させることができるものと解される。

(3) 審査請求人が、議会図書室の利用申し込みを行った際に、市議会事務局議事課が、議会図書室を一時的に利用させなかった行為は、審査請求人の主張によったとしても、伊丹市議会図書室規程は存するものの、一般の利用申し込み手続き等、図書室の管理及び運営に関する事項を定めていなかったため、これを定めるまでの間、一時的に議会図書室の利用を留保したという事実行為に過ぎない。

2 以上より、市議会事務局議事課が審査請求人に対して、一時的に議会図書室を利用させなかった行為は処分に当たらず、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年6月19日

審査庁 伊丹市議会議長 北原速男

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊丹市を被告として（訴訟において伊丹市を代表する者は伊丹市議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由とした裁決の取消しの訴えはできません。

処分の違法を理由として訴えを提起する場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊丹市を被告として（訴訟において伊丹市を代表する者は伊丹市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記1にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。